

総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン 新旧対照表（抜粋）

改定案	現行
<p>p. 9 (3) 業務文書の整備 イ 管理・検証精度確保部門の業務文書 検証業務の信頼性を確保するために管理・検証精度確保部門の業務遂行について定めたもの。例えば、次のような文書が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証機関の組織体制に関する規程 ・検証主任者等の管理に関する規程 ・文書・記録類の管理に関する規程 ・内部監査の実施に関する規程 ・異議申立てへの対応に関する規程 ・情報管理に関する規程 ・独立性に関する規程（利害相反の回避に係る規程） 	<p>p. 9 (3) 業務文書の整備 イ 管理・検証精度確保部門の業務文書 検証業務の信頼性を確保するために管理・検証精度確保部門の業務遂行について定めたもの。例えば、次のような文書が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証機関の組織体制に関する規程 ・検証主任者等の管理に関する規程 ・文書・記録類の管理に関する規程 ・内部監査の実施に関する規程 ・異議申立てへの対応に関する規程 ・独立性に関する規程（利害相反の回避に係る規程）
<p>p. 18 表 1 (※ 1) 東京都検証主任者登録要綱第 17 条第 3 項の規定により有効期間が変更された場合にあっては、<u>産休・育休等による休業期間又は介護休業の期間</u>を除いた 3 年間又は 5 年間</p>	<p>p. 18 表 1 (※ 1) 東京都検証主任者登録要綱第 17 条第 3 項の規定により有効期間が変更された場合にあっては、<u>産前産後休暇又は育児休業の期間</u>を除いた 3 年間又は 5 年間</p>
<p>p. 22 3 (1) 修了証の有効期間 修了証の有効期間は、交付の日から 3 年間である。ただし、<u>産前産後休暇、出生時育児休業若しくは育児休業</u>（以下「産休・育休等による休業」という。）<u>又は介護休業</u>を取得した場合であって、その取得者から申請があったときは、有効期間を変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。<u>産休・育休等による休業期間又は介護休業期間</u>は所定の様式（東京都検証主任者登録要綱別記第 3 号様式）を用いて雇用主等から証明してもらうこと。</p>	<p>p. 22 3 (1) 修了証の有効期間 修了証の有効期間は、交付の日から 3 年間である。ただし、産前産後休暇又は育児休業（以下「産休・育休」という。）を取得した場合であって、その取得者から申請があったときは、有効期間を変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。産休・育休期間は所定の様式（東京都検証主任者登録要綱別記第 3 号様式）を用いて雇用主等から証明してもらうこと。</p>
<p>pp. 22-23 【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】 (修了証の有効期間) 第 11 条 修了証の有効期間は、交付の日から 3 年間とする。 2 講習会を修了した者が産前産後休暇、出生時育児休業若しくは育児休業（以下「産休・育休等による休業」という。）<u>又は介護休業</u>を取得した場合であって、当該者から別記第 2 号様式に、別記第 3 号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。 (1) 有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）を過ぎて職場復帰した場合 <u>産前産後休暇開始日若しくは出産時育児休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さ</u>と、<u>有効期日から職場復帰した日までの長さ</u>を、<u>変更前の有効期間に加えた期間</u> (2) 有効期間内に職場復帰した場合 <u>産前産後休暇若しくは出生時育児休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの休業期間の長さ</u>を、<u>変更前の有効期間に加えた期間</u> 3 <u>産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。</u> 4 第 3 項における延長は、最初の有効期日から 3 年後の前日までの期間内で認める。 5 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した修了証を交付する。</p>	<p>pp. 22-23 【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】 (修了証の有効期間) 第 11 条 修了証の有効期間は、交付の日から 3 年間とする。 2 講習会を修了した者が 産前産後休暇 又は 育児休業（以下「産休・育休」という。）を取得した場合であって、当該者から別記第 2 号様式に、別記第 3 号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。 (1) 有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）を過ぎて職場復帰した場合 産前産後休暇開始日（育児休業のみの取得の場合にあっては、育児休業開始日。以下同じ。）を初日とし、産前産後休暇開始日から有効期日までの期間を長さとする期間 (2) 有効期間内に職場復帰した場合 産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間 3 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した修了証を交付する。</p>
<p>p. 23 3 (2) 検証主任者登録の有効期間 また、<u>産休・育休等による休業又は介護休業</u>を取得した場合であって、その取得者から申請があったときは、修了証の有効期日と同様に変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。<u>産休・育休等による休業期間又は介護休業期間</u>は所定の様式（東京都検証主任者登録要綱別記第 3 号様式）を用いて雇用主等から証明してもらうこと。</p>	<p>p. 23 3 (2) 検証主任者登録の有効期間 また、産休・育休を取得した場合であって、その取得者から申請があったときは、修了証の有効期日と同様に変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。産休・育休期間は所定の様式（東京都検証主任者登録要綱別記第 3 号様式）を用いて雇用主等から証明してもらうこと。</p>

総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン 新旧対照表（抜粋）

改定案	現行
<p>pp. 23-24 【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】 （登録の有効期間） 第17条 3 講習会を修了した者が産休・育休等による休業又は介護休業を取得した場合であって、当該者から別記第8号様式に、別記第3号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。 (1) 有効期日を過ぎて職場復帰した場合 産前産後休暇開始日若しくは出生時育児休業開始日又は介護休業開始日から有効期日までの休業期間の長さ、有効期日から職場復帰した日までの長さを、変更前の有効期間に加えた期間 (2) 有効期間内に職場復帰した場合 産前産後休暇開始日若しくは出生時育児休業開始日又は介護休業開始日から職場復帰した日までの休業期間の長さを、変更前の有効期間に加えた期間 4 産休・育休等による休業の場合であって、変更された有効期日が同一子の分割した出生時育児休業又は育児休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。また、介護休業の場合であって、変更された有効期日が同年度に分割した介護休業中の場合は、再申請することにより、当該休業期間と有効期間が重複した期間を加えた期間を延長できる。 5 第4項における延長は、最初の有効期日から3年後の前日までの期間内で認める。</p>	<p>pp. 23 【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】 （登録の有効期間） 第17条 3 検証主任者の登録を受けた者が産休・育休を取得した場合であって、当該者から別記第8号様式に、別記第3号様式を添えて登録証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、登録証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。 (1) 有効期日を過ぎて職場復帰した場合 産前産後休暇開始日を初日とし、有効期日までの期間を長さとする期間 (2) 有効期間内に職場復帰した場合 産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間</p>
<p>pp. 24-25 ＜産休・育休による休業又は介護休業の取得と有効期間の変更例＞</p> <p style="text-align: center;">図 3-1 有効期日を過ぎて職場復帰の場合（出生時育児休業を分割取得した場合）</p>	<p>pp. 23-24 ＜産休又は育休の取得と有効期間の変更例＞</p> <p style="text-align: center;">図 1：有効期間を過ぎて職場復帰の場合</p> <p style="text-align: center;">図 2：有効期間内に職場復帰の場合</p>

総量削減義務と排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン
新旧対照表（抜粋）

改定案	現行
<p>申請前</p> <p>申請後</p> <p>変更された修了証有効期日 （※登録証がある場合は変更が必要）</p> <p>2度目の職場復帰時に再申請により変更可</p>	
<p>図 3-2 有効期限内に職場復帰の場合（分割取得した場合）</p>	
<p>申請前</p> <p>申請後</p> <p>変更された修了証有効期日 （※登録証がある場合は変更が必要）</p> <p>2度目の職場復帰時に再申請により変更可</p>	
<p>図 3-3 有効期日を過ぎて職場復帰の場合（介護休業の場合）</p>	